

事 務 連 絡
令和5年9月25日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
(公印省略)

令和5年度最低賃金額の改定及び最低賃金の引上げに向けた
業務改善助成金に関する周知・広報の実施等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして各別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局長より、令和5年度最低賃金額の改定及び最低賃金の引上げに向けた業務改善助成金について別添のとおり周知・広報依頼がありました。

令和5年度の地域別最低賃金につきましては、全ての都道府県において改定額の公示が行われ、10月1日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、厚生労働省では、事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者を対象に、設備投資などに要した費用の一部を助成する業務改善助成金について、対象となる事業場を拡大するなどの拡充を図り、同年8月31日から申請受付を開始しております。

つきましては、貴会会員企業の皆様への周知・広報にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以 上

担当：労働部 菅原